

報告第3号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年5月31日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758,559,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		131,870,105 ^{千円}	2,047,000 ^{千円}	133,917,105 ^{千円}
	2 国庫補助金	58,236,469	2,047,000	60,283,469
歳入合計		756,512,474	2,047,000	758,559,474

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		60,194,173 ^{千円}	2,047,000 ^{千円}	62,241,173 ^{千円}
	2 工 鉱 業 費	8,862,866	2,047,000	10,909,866
歳 出 合 計		756,512,474	2,047,000	758,559,474